

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海うるめいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬
暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る
期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるス
テップアップ管理を行う。